

【柏陽地区複合施設整備基本計画策定支援業務】実施要領等に関する質問・回答書

令和6年2月27日公表

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
1	実施要領	1	4.(6)	「市税の滞納がないこと」とございます。これは「恵庭市税」で、他市町村への納税では参加要件に成り得ませんでしょうか。	参加資格要件は恵庭市税の滞納がないことのほか、本編に記載の要件に当てはまる必要があります。
2	実施要領	2	6 業務実績要件	業務実績について完了実績1件以上とありますが、参加申込書の提出期限である2月22日時点の完了実績との理解でよろしいでしょうか。	業務実績は、令和6年3月31日完了までを実績とします。
3	実施要領	2	6 業務実績要件	同種業務は、公民複合施設整備基本計画策定に関する業務、または、公民複合施設整備に関する民間活力導入可能性調査との理解でよろしいでしょうか。	ご見解のとおり。
4	実施要領	2	6 業務実績	同種業務について、「公民複合施設整備基本計画策定に関する業務、または、公民複合施設整備の民間活力導入可能性調査」という理解でよろしいでしょうか。また、公民複合施設とは、公共施設が複合施設であり、民間施設は別棟でも問題ないと理解してよろしいでしょうか。	同種業務については、ご見解のとおり。また、公共施設が複合施設で民間施設は別棟であっても、同一事業であれば実績を1件としてください。
5	実施要領	3	11(1)④ 配置主任技術者の経歴等	技術者がどのような立場で業務に携わっていたかを確認する資料としては、テクリスの登録証も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご見解のとおり。
6	実施要領	5	12(1)① 企画提案書の作成	両面印刷、片面印刷等のご指定はございますでしょうか。また、製本方法（ホッチキス留め、クリップ留め等）のご指定はございますでしょうか。	A4判は両面、A3版は片面を基本としますが、提案書のわかりやすさから事業者において設定していただいても構いません。また、製本方法も、提案書のわかりやすさから事業者において設定していただいても構いません。
7	実施要領	7	13(4)⑤	プレゼンテーションの出席者として、主任技術者は必須とありますが、管理技術者についての要件はありますか。	特に設けてはおりません。
8	実施要領	9	業務実績係数算出方法	会社業務実績係数と主任技術者業務実績係数は当該応募者の業務実績のみから算出されるのでしょうか。あるいは本プロポーザルに参加する全応募者の相対点として算出されるのでしょうか。	全応募者の相対点として算出いたします。
9	実施要領	9	業務実績係数算出方法	全応募者の相対点として算出する場合は、「当該審査対象実績」は当該応募者の業務実績から算出された値であり、「最も高い審査対象実績」は全応募者の業務実績から算出された値の中で最も高い値との理解でよろしいでしょうか。	ご見解のとおり。
10	業務仕様書		4(1)③ 施設整備計画案の作成	地域住民の意向や施設計画条件等を踏まえて、施設整備計画案を作成するとありますが、本業務内もしくは別途、説明会等で地域住民の意向を確認する場を設ける予定でしょうか。もしくは提言書等の既存資料などを参考に施設整備計画案を作成する理解でよろしいでしょうか。	本業務とは別に地区の住民や小中学生に対し、アンケートを実施しております。また、説明会等については、必要に応じて実施する場合がありますと考えております。
11	業務仕様書		4(1)③ 施設整備計画案の作成	地域住民の意向を踏まえて、とありますが業務着手後に意向調査結果を市から提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本業務とは別に地区の住民や小中学生に対し、アンケートを実施しております。アンケート調査結果は、整備基本計画（案）作成の参考とするため、受託事業者に対し提供予定です。
12	業務仕様書		4(1)③ 施設整備計画案の作成	「地域住民の意向や施設計画条件等を踏まえて、施設ボリュームと計画イメージを把握するための施設整備計画案を作成する。」とありますが、地域住民の意向は、基本構想の内容を反映するという理解でよろしいでしょうか。	本業務とは別に地区の住民や小中学生に対し、アンケートを実施しております。アンケート結果のほか、基本構想の内容（地区懇談会提言書）を整備基本計画（案）作成の参考とします。
13	業務仕様書		4(1)④ 概略工事費及びスケジュールの検討	検討する事業スケジュールについて、基本構想では令和8年度供用開始とありますが、現時点で想定される月日をお示しいただけないでしょうか。	採用する整備手法にもよりますが、供用開始は「市営住宅柏陽・恵央団地PFI建替基本計画」において示した令和9年3月頃から「柏陽地区複合施設整備基本構想」において示した令和9年10月頃を想定しております。
14	業務仕様書		4(1)⑤ 事業費の算定（定量評価）	本業務において算定する事業費は、事業手法の評価のために概略費用を算定するものであり、予定価格に用いるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご見解のとおり。